平成28年度 奨学事業に関する実態調査結果(概要)

I. 調査概要

1. 調查目的

学校、地方公共団体、民間団体及び個人等が実施している奨学金事業について、その 実態を把握し、今後の我が国の奨学金事業の発展に資することを目的とする。

2. 調査対象

大学(大学院を含む。以下同じ。)、短期大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)、専修学校、各種学校、地方公共団体及び奨学金事業を実施している団体等。

なお、国以外が実施する奨学金事業の実態を把握することを目的としているため、日本学生支援機構が実施する奨学金については、調査結果には含めず、参考値として外数で記載した。また、国の制度である高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金および高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費は除くこととした。

3. 調査方法

以下、3区分の団体に実施している奨学金制度を照会した。

ただし、次の制度については奨学金制度に含めないこととした。

- ① 授業料等を減免する制度
- ② 外国人留学生のみを対象とするもの
- ③ 日本人学生を対象とした海外留学のための制度
- ④ 新聞奨学金など学生が労働の対価として受け取るもの
- ⑤ 中学生以下を対象とするもの
- ⑥ 厚生労働省所管の制度、また生活支援などの福祉分野の制度

(1) 学校

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校に対して、当該学校が実施している奨学金制度について照会した。

(2) 地方公共団体

都道府県及び市区町村に対して、実施している奨学金制度について照会した。

- (3) 奨学金事業団体
 - ① 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校に対して、奨学生の推薦依頼や募集案内があった奨学金事業団体(公益団体・医療関係機関・営利法人・個人・その他)の名称・住所等について照会した。
 - ② ①で得られた奨学金事業団体の名称・住所等の情報及び前回までの調査で把握していた情報に基づき、奨学金事業団体に対して、実施している奨学金制度について照会した。

なお、調査の方法が上記によるため、学校を一切介さずに企業等が独自に募集を行う 奨学金事業や自らの従業員の家族等を対象に行う奨学金事業等は、その実態をつかめず、 本調査には含まれていない。

4. 調査回答の回収率(前記3(1)、(2)及び(3)2)

区分	調査対象 (A)	回答数 (B)	回収率 (B/A)	(B) のうち 奨学金制度を有して いる回答数
大学・短期大学・ 高等専門学校	1,175	1,128	96.0%	866
高等学校・専修学校 ・各種学校	9,220	7,928	86.0%	1,752
都道府県	47	43	91.5%	34
市区町村	1,749	1,582	90.5%	1,103
奨学金事業団体	2,052	1,281	62.4%	1,273
計	14,243	11,962	84.0%	5,028

5. 調查対象期間

平成28年度(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

6. 調査時期

平成29年8月下旬~平成29年12月

7. その他

- (1) 本調査は、平成16年度に文部科学省から日本学生支援機構に業務が移管されたもので、3年ごとに実施している。
- (2) 図表における計数は四捨五入の関係で内訳の数字と合計が一致しない場合がある。
- (3) 学校については、学校法人ごとではなく、学種別(大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専修学校・各種学校)ごとに調査した。
- (4) 本調査では、公益法人改革前の団体区分を使用しているため、公益法人改革後に一般法人となった団体等も含めて「公益法人」としてきたが、広義に解釈できるよう、 今回の調査より「公益団体」に記載を改めることとした。
- (5) 公益団体の中には地方公共団体によって設立され、当該地方公共団体の奨学金事業を実施しているものがある。この法人を公益団体または地方公共団体のいずれに計上するかは当該法人の回答による。
- (6) 前回(平成25年度)の調査までは、奨学金事業団体を公益団体、営利法人、個人・その他の3区分で集計していたが、病院等の医療機関は、法人等の形態によって公益団体、営利法人、個人・その他に分かれて計上されてしまうため、今回調査より、団体区分に医療関係機関を追加して4区分で集計することとした。

8. 結果の概要

(1) 前回(平成25年度)の調査に比べ、奨学金実施団体数、制度数、奨学生数、奨学金事業額の総計において、いずれも増となった。

増加の理由としては、前回の調査より回答率を改善(75.7%→84.0%)させることができたことが1つの要因である。また、国内に学生支援の気運が高まっていることから、奨学金制度を実施する団体が増えていると考えられる。

- (2) 今回の調査では、特に、高等学校での奨学生数の増加と、病院等の医療関係機関による専修学校生等への奨学金制度の増加が著しかった。
- (3) 地方公共団体においては、奨学生数が減少する結果となったが、これは地方公共団体が設立した公益法人等が当該地方公共団体の奨学金制度を実施している場合も多いためと考えられる。公益団体の区分では、奨学生数は増加する結果となった。

特に、都道府県においては、高等学校等無償化に伴う高等学校等就学支援金制度や 奨学給付金などの国の制度の事務を担っており、当該地方公共団体の奨学金制度は公 益法人等で実施されているものと思われる。

- (4) 給付・貸与等別の結果については、前回の調査結果と同じく、制度数においては給付の方が貸与より多く、奨学生数、事業額においては給付より貸与の方が多い結果となった。給付の奨学金制度は、制度数は多いが、実施規模が小さいことが窺える。
- (5) 本調査では、各実施団体の奨学金事業の開始年度や事業の目的までは調査していないため、詳細の把握はできていないが、昨今の地方公共団体や民間企業の動向から、 人材を確保するための奨学金事業の拡大が予想される。様々な形で学生が支援を受ける機会が増えることは望ましいと考える。

(用語解説) 実施団体については、以下のとおりである。

- ・ 地方公共団体は、都道府県、市区町村のことである。
- ・学校は、国公私立の全てで、同窓会・後援会が実施する制度も含まれる。
- ・ 公益団体は、公益財団法人のほか、一般財団法人、公益信託、独立行政法人、社会福祉法人、宗教法人、公立施設等を含む。
- ・医療関係機関は、医療法人のほか、医療法人以外の法人形態等をとる病院等を含む。
- ・ 営利法人は、株式会社等の企業をいう。
- ・ 個人・その他は、NGO・NPO法人のほか、組合、連合体、個人などをいう。

【本件担当】

独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業戦略課

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 TEL 03-6743-6009 FAX 03-6743-6679

Ⅱ. 調査結果の概要

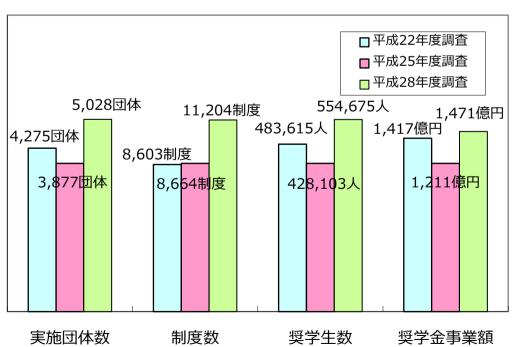
1. 奨学金事業の概要

日本学生支援機構からの照会に対して、平成28年度に奨学金制度を有していると回答した団体(以下「実施団体」という)は5,028団体であった。これらの団体が実施している奨学金制度は11,204制度、奨学生数は554,675人、奨学金事業額は1,471.5億円であった。

前回(平成25年度)の調査結果と比較すると、実施団体数では1,151団体(29.7%)の増、制度数では2,540制度(29.3%)の増、奨学生数では126,572人(29.6%)の増、奨学金事業額では260.5億円(21.5%)の増となっている。

区分	実施団体数	制度数	奨学生数	奨学金事業額
平成28年度 (A)	5,028団体	11,204制度	554,675人	147,149,027千円
平成25年度 (B)	3,877団体	8,664制度	428,103人	121,096,357千円
増減数 (C:A – B)	(1,151)	(2,540)	(126,572)	(26,052,670)
増減率 (C/B)	(29.7%)	(29.3%)	(29.6%)	(21.5%)

図1 奨学金事業の概要



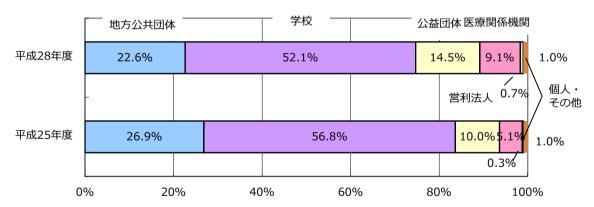
2. 実施団体の状況

実施団体は5,028団体で、実施団体の区分(地方公共団体、学校、公益団体、医療関係機関、営利法人、個人・その他)別に見ると、学校が最も多く2,618団体で、全体の52.1%を占めており、次いで地方公共団体1,137団体(22.6%)、公益団体729団体(14.5%)となっている。前回(平成25年度)の調査結果と比較すると、いずれの区分でも増となっているが、特に、医療関係機関、営利法人での増が著しい。

	地士公士			奨学金事業団体				
区分	地方公共 団体	学校	公益団体	医療関係 機関	営利法人	個人・ その他	計	
平成28年度	(22.6%)	(52.1%)	(14.5%)	(9.1%)	(0.7%)	(1.0%)	(100.0%)	
(A)	1,137	2,618	729	460	33	51	5,028	
平成25年度	(26.9%)	(56.8%)	(10.0%)	(5.1%)	(0.3%)	(1.0%)	(100.0%)	
(B)	1,041	2,203	386	199	11	37	3,877	
増減数 (C:A – B)	96	415	343	261	22	14	1,151	
増減率 (C/B)	9.2%	18.8%	88.9%	131.2%	200.0%	37.8%	29.7%	

()内は「計」に占める構成比

図2 実施団体の割合



3. 実施制度の状況

(1)奨学金制度数

実施団体が行っている奨学金制度は、複数の奨学金制度を有している実施団体もあり、11,204制度であった。実施団体の区分別に見ると、学校が最も多く7,943制度で、全体の70.9%を占めており、次いで地方公共団体が1,514制度(13.5%)、公益団体が1,045制度(9.3%)となっている。

前回(平成25年度)の調査結果と比較すると、いずれの区分でも増となっているが、特に、医療関係機関、営利法人での増が著しい。

区分	地方公共	学校			計		
区力	団体	子仅	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	o I
平成28年度	(13.5%)	(70.9%)	(9.3%)	(5.4%)	(0.3%)	(0.5%)	(100.0%)
(A)	1,514	7,943	1,045	608	36	58	11,204
平成25年度	(15.2%)	(74.3%)	(7.0%)	(2.7%)	(0.1%)	(0.6%)	(100.0%)
(B)	1,319	6,441	608	234	12	50	8,664
増減数 (C:A – B)	195	1,502	437	374	24	8	2,540
増減率 (C/B)	14.8%	23.3%	71.9%	159.8%	200.0%	16.0%	29.3%

()内は「計」に占める構成比

(2)給付・貸与等別の制度数

奨学金の支給形態には、「給付」、「貸与」、給付と貸与の「併用」があり、奨学金制度 11,204制度のうち、給付は7,907制度(70.6%)、貸与は3,222制度(28.8%)、併用は75制度(0.7%)で給付が7割を占めている。

実施団体の区分別に見ると、地方公共団体、医療関係機関で貸与の割合が高く、学校、公益団体、個人・その他で給付の割合が高い。

区分	地方公共	学校		奨学金実施団体				
	団体	子仅	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	計	
給付	(24.1%)	(84.5%)	(70.2%)	(5.1%)	(47.2%)	(81.0%)	(70.6%)	
נוםייי	365	6,713	734	31	17	47	7,907	
貸与	(74.8%)	(15.2%)	(28.1%)	(92.8%)	(44.4%)	(19.0%)	(28.8%)	
東 丁	1,132	1,205	294	564	16	11	3,222	
併用	(1.1%)	(0.3%)	(1.6%)	(2.1%)	(8.3%)	(0.0%)	(0.7%)	
נהלחו	17	25	17	13	3	0	75	
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
П	1,514	7,943	1,045	608	36	58	11,204	

()内は給付・貸与等別構成比

4. 奨学生数の状況

(1)奨学生数

奨学生数は554,674人で、実施団体の区分別に見ると、学校が207,868人で最も多く、全体の37.5%を占めている。次いで公益団体が196,614人(35.4%)、地方公共団体が121,048人(21.8%)となっている。

区分	地方公共	学校			計		
	団体	子仅	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	П
平成28年度	(21.8%)	(37.5%)	(35.4%)	(4.2%)	(0.0%)	(1.1%)	(100.0%)
(A)	121,048	207,868	196,614	23,116	170	5,859	554,675
平成25年度	(29.3%)	(35.2%)	(33.3%)	(1.7%)	(0.1%)	(0.5%)	(100.0%)
(B)	125,616	150,635	142,392	7,109	203	2,148	428,103
増減数 (C:A – B)	△ 4,568	57,233	54,222	16,007	△ 33	3,711	126,572
増減率 (C/B)	△ 3.6%	38.0%	38.1%	225.2%	△ 16.3%	172.8%	29.6%

()内は「計」に占める構成比

(2)給付・貸与等別の奨学生数

奨学生数を給付・貸与等別に見ると、全体では貸与が288,463人(52.0%)、給付が264,164 人(47.6%)、併用が2,048人(0.4%)であり、貸与の割合が高くなっている。実施団体の区 分別に見ると、地方公共団体、公益団体、医療関係機関、個人・その他で貸与の割合が高く、学 校、営利法人では給付の割合が高くなっている。

区分	地方公共	学校			計		
	団体	丁(X	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	П
給付	(31.2%)	(88.6%)	(20.7%)	(3.1%)	(55.3%)	(10.7%)	(47.6%)
נוםיי	37,773	184,181	40,769	718	94	629	264,164
貸与	(68.7%)	(11.1%)	(78.7%)	(96.2%)	(41.8%)	(89.3%)	(52.0%)
具 - 東丁	83,112	23,005	154,813	22,232	71	5,230	288,463
併用	(0.1%)	(0.3%)	(0.5%)	(0.7%)	(2.9%)	(0.0%)	(0.4%)
האדו	163	682	1,032	166	5	0	2,048
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
П	121,048	207,868	196,614	23,116	170	5,859	554,675

()内は給付・貸与等別構成比

5. 奨学金事業額の状況

(1)奨学金事業額

奨学金事業額は1,471.5億円で、実施団体の区分別に見ると、学校が601.7億円で最も多く、全体の40.9%を占めている。次いで公益団体が415.6億円(28.2%)、地方公共団体が325.9億円(22.1%)となっている。

(単位:千円)

区分	地方公共	学校			計		
	団体	子仅	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
平成28年度	(22.1%)	(40.9%)	(28.2%)	(6.9%)	(0.1%)	(1.7%)	(100.0%)
(A)	32,587,151	60,170,579	41,564,555	10,189,271	74,033	2,563,438	147,149,027
平成25年度	(30.0%)	(37.6%)	(28.2%)	(3.6%)	(0.0%)	(0.5%)	(100.0%)
(B)	36,386,558	45,512,807	34,173,685	4,376,175	59,132	588,000	121,096,357
増減数	△ 3,799,407	14.657.772	7,390,870	5,813,096	14,901	1.975.438	26,052,670
(C:A-B)	_ 0,, 00, .0,	1.70077772	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0,010,000	,,,,,	2,57.57.55	_0,00_,0
増減率	△ 10.4%	32.2%	21.6%	132.8%	25.2%	336.0%	21.5%
(C∕B)	△ 10.470	J2.2 /0	21.070	132.070	25.270	330.070	21.570

()内は「計」に占める構成比

(2)給付・貸与等別の奨学金事業額

給付・貸与等の支給形態別の奨学金事業額については、貸与が850.3億円で奨学金事業額の 57.8%となっており、給付が611.6億円で41.6%となっている。実施団体の区分別で見ると、学 校は給付の割合が高くなっており、学校以外の区分では貸与の割合が高くなっている。

(単位:千円)

区分	地方公共			奨学金乳	€施団体		
	団体	学校	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	計
給付	(8.5%)	(76.7%)	(28.3%)	(2.7%)	(33.3%)	(7.1%)	(41.6%)
ניוםיי	2,775,247	46,122,700	11,782,532	274,416	24,621	181,868	61,161,384
貸与	(91.4%)	(23.0%)	(70.2%)	(96.1%)	(60.1%)	(92.9%)	(57.8%)
(東丁	29,768,536	13,860,648	29,177,560	9,795,431	44,492	2,381,570	85,028,237
併用	(0.1%)	(0.3%)	(1.5%)	(1.2%)	(6.6%)	(0.0%)	(0.7%)
נדלוע	43,368	187,232	604,463	119,424	4,920	0	959,407
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	32,587,151	60,170,579	41,564,555	10,189,271	74,033	2,563,438	147,149,027

()内は給付・貸与等別構成比

6. 奨学生選考重視基準

実施団体の制度について、奨学生を採用する際に重視する基準について見ると、学力・人物を重視する制度の割合が高く42.5%となっている。

	地方公共				=1		
区分	団体	学校	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	計
学力・人物を重視	(9.6%)	(49.0%)	(26.5%)	(68.3%)	(58.3%)	(10.3%)	(42.5%)
子の・八物で重焼	145	3,894	277	415	21	6	4,758
家計状況を重視	(33.4%)	(21.4%)	(17.1%)	(1.8%)	(8.3%)	(37.9%)	(21.6%)
	506	1,697	179	11	3	22	2,418
学力・人物と家計	(53.5%)	(20.9%)	(53.3%)	(27.3%)	(30.6%)	(43.1%)	(28.8%)
を同程度に重視	810	1,658	557	166	11	25	3,227
その他	(3.5%)	(8.7%)	(3.1%)	(2.6%)	(2.8%)	(8.6%)	(7.1%)
CONE	53	694	32	16	1	5	801
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
пΙ	1,514	7,943	1,045	608	36	58	11,204

()内は選考重視基準別構成比

7. 日本学生支援機構との併給可否

実施団体の制度について、日本学生支援機構との併給の可否の状況を見ると、併給可としている制度の割合が高く85.5%となっている。

		224.1 24.		奨学金実施団体				
区分	地方公共 団体	学校 (高等学校・各種学 校を除く)	公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	計	
併給可	(62.9%)	(95.0%)	(65.8%)	(87.7%)	(86.1%)	(48.3%)	(85.5%)	
1771/10 123	952	5,585	688	533	31	28	7,817	
併給不可	(27.8%)	(3.8%)	(12.6%)	(8.2%)	(5.6%)	(6.9%)	(9.1%)	
がかられている	421	225	132	50	2	4	834	
重複しない	(9.3%)	(1.2%)	(21.5%)	(4.1%)	(8.3%)	(44.8%)	(5.4%)	
重接しない	141	70	225	25	3	26	490	
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
	1,514	5,880	1,045	608	36	58	9,141	

()内は併給の可否別構成比

^{※ 「}重複しない」とは日本学生支援機構が貸与の対象としない学生を対象とした奨学金制度などの場合である。

[※] 高等学校・各種学校については日本学生支援機構の奨学金貸与対象外のため含めていない。